

## 生駒市規則第24号

生駒市公の施設の使用料に関する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

生駒市長 山下 真

### 生駒市公の施設の使用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市公民館条例（昭和56年7月生駒市条例第21号）別表第2、生駒市市民ホール条例（昭和61年10月生駒市条例第29号）別表、生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）別表、生駒市コミュニティセンター条例（平成2年3月生駒市条例第6号）別表及び生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）別表第3の規定により附属設備の使用料の額を定めるほか、これらの条例に係る公の施設（以下「施設」という。）の使用料（芸術会館の観覧料を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館の附属設備使用料の額)

第2条 生駒市公民館条例別表第2に規定する市長の定める額は、別表第1に定める額とする。

(市民ホールの附属設備使用料の額)

第3条 生駒市市民ホール条例別表に規定する市長の定める額は、別表第2に定める額とする。

(芸術会館の附属設備使用料の額)

第4条 生駒市芸術会館条例別表に規定する市長の定める額は、別表第3に定める額とする。

(コミュニティセンターの附属設備使用料の額)

第5条 生駒市コミュニティセンター条例別表に規定する市長の定める額は、別表第4に定める額とする。

(体育施設の附属設備使用料の額)

第6条 生駒市体育施設条例別表第3に規定する市長の定める額は、別表第5に定める額とする。

(使用料の納付時期)

第7条 使用料(体育施設の使用料を除く。)は、施設の使用日(使用期間が2日を超える場合は、その初日)までに納付しなければならない。

2 体育施設の使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の納付時期を別に定めることができる。

(使用料の減免)

第8条 使用料の減免の基準及びその割合については、市長が別に定める。

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 使用料の還付の基準については、市長が別に定める。

(施行の細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、平成22年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用する。

別表第1（第2条関係）

公民館の附属設備使用料

1 舞台設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
平台（足箱を含む。）	1式 500円
金屏風 <sup>びょう</sup>	1双 1,200円
反響板	1式 4,100円

2 照明設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
基本照明装置	1式 2,000円
アップーホリゾントライト	1式 600円
ローアーホリゾントライト	1式 900円
センターピンスポットライト	1台 1,600円
ピンスポットライト	1台 1,600円
エフェクトマシン	1式 700円
ミラーボール	1台 100円

3 音響設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
基本音響装置	1式 100円
はね返りスピーカー	1式 200円
ワイヤレスマイクロホン	1本 100円
コンデンサーマイクロホン	1本 100円

4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
コンサートグランドピアノ	1台 1,200円
グランドピアノ	1台 700円
OHP	1台 400円
OHC	1台 600円
16ミリ映写機	1台 2,000円
液晶プロジェクター大	1台 1,300円
液晶プロジェクター小	1台 200円
陶芸窯（素焼きの場合）	1台 1,700円
陶芸窯（本焼きの場合）	1台 2,200円
七宝焼窯	1台 300円

調理台	1台 200円
-----	---------

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び七宝焼窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。

別表第2（第3条関係）

市民ホールの附属設備使用料

附属設備	1回当たりの使用料の額
基本照明装置	1式 1,400円
基本音響装置	1式 100円
金屏風 <sup>びょう</sup>	1双 1,200円
アッパーホリゾントライト	1式 600円
ロアーホリゾントライト	1式 900円
ピンスポットライト	1台 1,600円
ワイヤレスマイクロホン	1本 100円
OHP	1台 400円
16ミリ映写機	1台 2,000円
液晶プロジェクター大	1台 1,300円
液晶プロジェクター小	1台 200円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホンについては、3本目から使用料を徴収する。

別表第3（第4条関係）

芸術会館の附属設備使用料

附属設備	1回当たりの使用料の額
電気窯小（素焼きの場合）	1台 1,300円
電気窯小（本焼きの場合）	1台 1,700円
電気窯大（素焼きの場合）	1台 2,600円

電気窯大（本焼きの場合）	1台 3,500円
電気窯（七宝焼窯用）	1台 300円

備考 窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。

#### 別表第4（第5条関係）

##### コミュニティセンターの附属設備使用料

##### 1 舞台設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
平台（足箱を含む。）	1式 500円
金屏風 <sup>びょう</sup>	1双 1,200円
反響板	1式 4,100円

##### 2 照明設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
基本照明装置（次項の基本照明装置を除く。）	1式 2,000円
基本照明装置（北コミュニティセンター I S T A はばたきの小ホールに係るもの）	1式 1,500円
アッパーホリゾントライト	1式 600円
ローアホリゾントライト	1式 900円
センターピンスポットライト	1台 1,600円
ピンスポットライト	1台 1,600円
エフェクトマシン	1式 700円
ミラーボール	1台 100円

##### 3 音響設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
基本音響装置	1式 100円
はね返りスピーカー	1式 200円
ワイヤレスマイクロホン	1本 100円
コンデンサーマイクロホン	1式 100円

##### 4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
フルコンサートグランドピアノ	1台 3,900円
グランドピアノ	1台 700円
OHP	1台 400円
OHC	1台 600円

16 ミリ映写機	1 台 2,000 円
液晶プロジェクター大	1 台 1,300 円
液晶プロジェクター小	1 台 200 円
調理台	1 台 200 円

備考

- 1 1 の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに 1 回の使用とする。ただし、当該許可が 2 日以上連続した使用に係る場合は、1 日ごとに 1 回の使用とする。
- 2 ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計 3 本目から使用料を徴収する。

別表第 5（第 6 条関係）

体育施設の附属設備使用料

附 属 設 備	1 回当たりの使用料の額
バスケットボール用具	1 組 400 円
バレーボール用具	1 組 400 円
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1 組 200 円
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1 組 200 円
卓球用ボールスタンド	1 台 50 円
ハンドボール用具	1 組 400 円
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1 組 200 円
電光掲示板	1 基 1,000 円
計時タイマー	1 台 200 円
放送設備	1 式 1,000 円
綱引き用具	1 式 400 円
プール更衣ロッカー	1 回 50 円

備考

- 1 生駒市体育施設条例別表第 3 の 1 の表から 5 の表までに規定する使用料の時間区分ごとに 1 回の使用とする。
- 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備を使用する場合には、使用料を徴収しない。